

令和2年度から適用される

個人住民税の税制改正

I. ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税による寄附金税額控除（特例控除分）の対象となる地方団体について、総務大臣が一定の基準に基づいて指定する制度が創設されました。

これにより、令和元年6月1日以降に指定を受けていない都道府県又は市区町村への寄附金については、寄附金税額控除（特例控除分）の対象外となります。

※個人住民税の寄附金税額控除（特例控除分）の対象外となりますが、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除分については、対象となります。

※ふるさと納税に係る総務大臣の指定対象となる地方団体については、総務省 HP「ふるさと納税ポータルサイト」にてご確認ください。

II. 住宅借入金特別税額控除(住宅ローン控除)の拡充

消費税率 10%が適用される住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の適用期間が3年間延長されます（現行 10 年間→13 年間）。

11 年目以降の 3 年間は、消費税率 2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。具体的には、各年において次のいずれか少ない金額が控除されます。

1. 建物購入価格の 2% ÷ 3
2. 住宅ローン年末残高の 1%

今回の改正により延長された控除期間においては、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（下表参照）の範囲内において、個人住民税から控除されます。

居住年	平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月	令和元年 10 月～令和 2 年 12 月 [今回の対策]
控除限度額	所得税の課税総所得金額の 7% (最高 136,500 円)	同左
控除期間	10 年	<u>13 年</u>

- ・令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に適用されます*。
※新型コロナウイルス感染症の影響により当該住宅へ入居できなかった場合でも、令和 3 年 12 月までの間に入居する等の一定の要件を満たした場合には、適用を受けることができます。